

**東吾妻町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和8年2月

東吾妻町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨、現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	4

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校における働き方改革の取組は、全国的に進められてきているが、教育職員の業務が長時間に及ぶ状況が未だ課題となっている。

群馬県教育委員会では、平成29年以降、「教職員の多忙化解消に向けた協議会」での協議等を経て、会議や研修等の削減・見直し、部活動の適正化に向けた取組、ICT等を活用した勤務時間の記録など、具体的な取組を進めてきた。東吾妻町教育委員会（以下、「町教委」という。）では、同協議会からの提言を踏まえ、保護者等へ周知するなど、多忙化解消の取組を進めてきた。

令和7年3月に改訂された「東吾妻町教育大綱」では、東吾妻町第2次総合計画に掲げられた基本目標「豊かな心を育む 学びのまち」の実現に向け、教育職員の働き方向上の観点から、ゆとりをもって子どもたちを指導できる環境の整備を推進している。

国においても、教師の処遇改善、学校における働き方改革の一層の推進等を図るため、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号）（以下、「給特法」という。）を改正するとともに、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を全部改正し、令和7年9月25日付で告示した。

これにより、サービスを監督する教育委員会は、改正後の給特法第8条の規定により、国指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定すること等が義務付けられた。

町教委では、給特法及び国指針の改正を受けて、ここに「東吾妻町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「本計画」という。）を策定し、学校における働き方改革の更なる取組を進めていくものである。

(2) 本町の現状

本町では、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、令和2年4月に「東吾妻町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合 (月平均)	月80時間を上回る割合 (月平均)
小学校	月25.1時間	11.8% (6.6人)	0.0% (0.0人)
中学校	月43.8時間	43.3% (11.3人)	3.5% (0.9人)

時間外在校等時間が45時間を超える割合が中学校では43%を超えている。特に4～6月及び9～11月に集中しており、これは年度初めの事務や体育祭、文化祭などの学校行事、部活動指導などの業務の負担が大きくなっていると推測される。そのため、現在導入を進めている校務支援システムや、令和7年度から開始した部活動の地域移行、地域展開を一層推進し、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

これらを踏まえ、給特法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目 標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を6%まで減少させる
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度（4年間）

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

- 学校以外が担うべき業務
 - ・ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - ・ 放課後や長期休業中の児童の居場所づくり
 - ・ 学校敷地内の除草や清掃
- 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務
 - ・ 調査、統計等への回答
 - ・ ICT機器、ネットワーク設備の日常的な保守管理

- ・ 部活動の指導
- 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
 - ・ 学習評価や成績処理への校務支援システムの活用
 - ・ 支援が必要な児童生徒や家庭への対応
 - ・ ICT機器（タブレット、電子黒板など）を活用した効率的な授業展開

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- デジタル技術の活用により校務の効率化を推進し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を100%とすることを目指す。
- 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を令和11年度までに全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1箇月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を実施する。
- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- 50人未満の学校も含めストレスチェックの実施率を100%にし、高ストレス者への早期支援に努める。
- 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- 学校における定時退校日を月1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に一斉閉校期間の設定を行う。
- 早出遅出勤務制度、テレワークの導入について検討を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、本町のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、各学校に導入している出退勤管理システムで把握する。
- 町教委において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りや指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰り、休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、町教委からの支援を強化する。

各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。